

秦野市公式ホームページ管理システム構築及び保守委託業務 (長期継続契約)に係る公募型プロポーザル評価基準書

1 目的

本基準書は、秦野市公式ホームページ管理システム構築及び保守委託業務に係る公募型プロポーザルにおける企画提案の評価にあたり、当市に最も適した提案を行った事業者を選定するために必要な事項を定める。

2 審査対象者

秦野市公式ホームページ管理システム構築及び保守委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)第5項「参加資格」の要件を全て満たす者、かつ第19項「企画提案参加資格の取消し」の全ての項目に該当しない者とする。

3 選定委員会の設置

本プロポーザルに係る選定委員会を設置し、選定を行う。

4 1次審査

(1) 採点方法

実施要領第11項「企画提案書等の提出」で提出を求めている、実績調書(様式2)及びCMS機能要件表(別紙1)を基に書類審査を行う。

(2) 審査及び配点

ア 実績調書の審査及び評価 (実績評価点 50点)

契約書の写しによる契約実績やURLに基づく閲覧を確認し、次のとおり評価する。

5点×実績数(最大10) = 50点

イ CMS機能要件表 (基準点 150点)

提案CMSの対応状況について、表示記号欄の「○」、「△」、「×」に従い、減点方式で審査する。未記入の項目がある場合は「×」とする。

(ア) 「必須項目」 必須項目欄に※があるもの

必須項目は絶対条件であり、本業務の委託費用内で実現可能なこと。

(パッケージ標準、オプション、カスタマイズなどの内容は問わない)

代替案で実現可能な場合は表示記号欄に「△」を記入し、備考欄に代替案の実現方法を記入。

○：評価対象としない

△：1項目につき－5点

×：1項目につき－30点

(イ) 「推奨項目」 必須項目欄が空白のもの

推奨項目は絶対条件でなく、次の3つの区分で実現可否を記入。

○：委託費用内で実現可能（パッケージ標準、オプション、カスタマイズなどの内容は問わない）。評価対象としない

△：代替案により実現可能（備考欄に代替案の実現方法を記入）。1項目につき－5点

×：対応不可（不可能な理由を備考欄に記入）。1項目につき－10点

5 2次審査

(1) 審査及び配点

企画提案書の審査及び評価 (提案書評価点 400点)

(2) 企画提案書の審査及び評価について

ア 評価点の算出方法

提案書評価点は、次の方法で算出する。

(「審査項目の評価点×係数」の合計) ÷ (審査員の人数)

イ 企画提案書の審査及び評価

秦野市公式ホームページ管理システム構築及び保守委託業務（長期継続契約）に係る公募型プロポーザル実施要領別添3別表「企画提案依頼事項」に求める記載内容に基づき次のとおり評価する。

説明	点数
非常に優れている。	10点
要求を満たしている。	8点
要求を満たしていない部分がある。	5点
全く要求を満たしていない、若しくは提案がなされていない。	1点

ウ プレゼンテーションの審査及び評価

プレゼンテーションに対する審査、評価項目は概ね次のとおり。

- (ア) 事業者の提案力、コミュニケーション力、及び本案件に関する技術力を十分に有しているか。
- (イ) 本業務に対して十分な体制を用意することができるか。
- (ウ) 実施スケジュールは実施可能な内容となっているか。
- (エ) 本業務の目的を的確に把握した提案となっているか。
- (オ) 斬新なアイデア等による提案がなされているか。

6 提案見積書について

(1) 審査及び配点

ア 提案見積書（構築費用）	（価格評価点	50点）
イ 提案見積書（保守費用）	（価格評価点	50点）

(2) 評価について

提案見積書は、いずれも次の算定式により評価する。

価格評価点 = 50点 × (最低見積額※1 / 見積額※2)

※1 全提案者中最も低い見積額

※2 提案者の見積額

7 優先交渉権者の選定方法

優先交渉権者の選定に係る選定委員会を開催し、項番4から5に記載する1次審査及び2次審査の評価点に項番6の価格評価点を加え、合計点（最高点は700点）が最も高い事業者を優先交渉権者として選定する。

評価点が高点だった場合は、第5項第1号の2次審査の審査項目を上から順に比較して、上位の審査項目がより高い点を取得したものを選定する。

なお、参加申出を行った事業者が1者であっても各審査を実施する。